

公安委員会 決裁資料	鹿児島県公安委員会公印規程の一部改正について	令和6年10月24日 総務課
---------------	------------------------	-------------------

- 1 改正する規程
鹿児島県公安委員会公印規程（平成13年鹿児島県公安委員会規程第3号）
- 2 改正理由
共通基盤の整備に伴い所要の改正を行うもの
- 3 改正内容

改正前	改正後
<p>(情報管理システムによる印影の出力)</p> <p>第6条 鹿児島県警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成22年鹿児島県警察本部訓令第24号）に規定する情報管理システムを用いて、公安委員会の発行する文書を印刷する場合には、公印の印影を当該文書と同時に出力して公印の押印に代えることができる。</p>	<p>(電子印)</p> <p>第8条 電子計算機を利用して公安委員会の発行する文書を作成する場合において、特に必要があると認められるときは、当該文書に電子計算機に記録した公印の印影（以下「電子印」という。）を出力することにより、公印の押印に代えることができる。</p> <p>2 電子計算機を利用して作成する文書に係る業務を主管する本部所属の長（以下「業務主管課長」という。）は、電子印を使用しようとするときは、電子印使用承認申請書（別記第4号様式）により、警務部長に申請しなければならない。</p> <p>3 業務主管課長は、電子印の使用に当たっては、電子印の不正使用等を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>4 業務主管課長は、電子印を使用する必要がなくなったときは、速やかに電子印を消去するとともに、電子印使用廃止報告書（別記第5号様式）により警務部長に報告しなければならない。</p>
(公印の作成、改刻) 第7条	(公印の作成、改刻) 第6条
(公印の廃止等) 第8条	(公印の廃止等) 第7条
<p>(公印の事故届)</p> <p>第9条 管理責任者は、その保管する公印について、盗難、紛失、偽造等の事故が発生したときは、直ちに公印事故報告書（別記第4号様式）により、警察本部長に報告しなければならない。</p>	<p>(公印の事故届)</p> <p>第9条 管理責任者は、その保管する公印について、盗難、紛失、偽造等の事故が発生したとき、又は業務主管課長は、その管理する電子印について、不正使用等が発生したときは、直ちに公印事故報告書（別記第6号様式）により、警察本部長に報告しなければならない。</p>
様式～第2号、第3号、第4号	上記条文改正に伴い様式を一部変更
新規	電子印に関する様式（第4号、第5号）を新たに作成

- 4 改正規程の施行日
令和6年10月25日とする。